

国立研究開発法人情報通信研究機構の中長期目標の改正案に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見

平成 30 年 7 月 25 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

サイバー空間と実空間の一体化が進展する中、AI や IoT などの技術・サービスが人々に多くの恩恵をもたらす可能性がある一方で、こうした技術・サービスが制御できなければ新たな脅威を生むおそれが常に内在している。また、IoT 機器が攻撃等により意図しない作動をし、様々な業務・機能・サービスに障害が生じた場合、国民の安全・安心を脅かす事態が生じるおそれもある。

こうした脅威に対応し、サイバーセキュリティ対策の抜本的な強化を図るため、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）第 25 条第 1 項第 1 号に基づき作成した案（平成 30 年 7 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、同法第 12 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定に基づき、閣議決定予定のサイバーセキュリティ戦略（以下「戦略」という。）における重要な観点の一つである「参加・連携・協働」、すなわち、情報共有や個人と組織間の相互連携・協働を含む、各々が平時から講じる基本的な取組が重要である。電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号）により、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が行うこととされたパスワード設定等に不備のある IoT 機器の調査及び電気通信事業者への情報提供（以下「調査」という。）に関する業務については、平時から講じる基本的な取組を促進するにあたって重要な役割を果たすものである。

その実施に当たっては、戦略を踏まえ、安全な IoT システムの構築に向けて、産官学民及び民間企業相互間の連携と役割分担の下で進めるとともに、「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、データの高度利活用・流通の促進に寄与することが求められる。

以上の考えに照らし、サイバーセキュリティ戦略本部としては示された中長期目標の改正案については妥当な内容であると判断する。

なお、NICT が、この中長期目標を踏まえ適切に業務運営を行うよう、総務大臣に対し、以下の事項を要請する。

(1) 調査の実施について、以下の点に留意すること

- ① 調査の内容は、対象となる IoT 機器の実情や最新のサイバー攻撃の動向を踏まえたものとするほか、平成 32 年（2020 年）東京オリンピック・パラリンピ

ック競技大会も見据え、IoT 機器を踏み台にした大規模なサイバー攻撃を防止するため、パスワード設定等に不備のある機器に係る利用者に広範に注意喚起ができるよう、実効性の高いものとなるように努めるとともに、適時に見直しが行われること

- ② 調査の実施にあたっては、調査に関して十分な周知を行うとともに、機器の利用者への影響等を十分考慮すること。また、適切なパスワード設定の必要性について周知活動を行うこと
 - ③ 調査の結果については、適時 NICT における知見や研究開発にフィードバックして調査手法の高度化に努めるとともに、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という。）をはじめとする関係省庁に対して必要に応じて情報共有を行うこと
 - ④ 調査を効果的かつ効率的に実施するため、必要な調査費用の確保や実施体制の充実に向けた検討を進めるとともに、既に流通している IoT 機器等については、利用者、製造事業者、電気通信事業者等の様々な主体が関係することから、これらの有機的連携が確保された取組につながるよう、NISC をはじめとする関係省庁との連携に努めること
- (2) 改正後の中長期目標を踏まえた調査の実施状況については、年次報告において毎年度の実績をサイバーセキュリティ戦略本部に報告すること。また、NISC からの求めに応じて適宜報告を行うこと
- (3) 戦略等について、調査に関係する重要な改正がなされた場合は、その改正内容を踏まえ、必要に応じ、中長期目標の改正等の必要な措置を講じること

以上